



前項に規定する資金の出資は、当該出資に係る農林漁業法人等投資育成事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、農林水産大臣及び財務大臣の認可を受けて行うことができるものとする。

第三条 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の出資についての株式会社日本政策金融公庫法第十一條第一項第六号、第十二條第一項第六号、第五十九條第一項、第六十四条第一項第四号及び第七十三条第三号の規定の適用については、同法第十一條第一項第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十号、第四十一条第二号、第五十八条、第五十九條第一項、第六十四条第一項第四号及び第七十三条第三号）」とある。

第十二条 第一項の規定の適用については、同法第十一條第一項第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十号、第四十一条第二号、第五十八条、第五十九條第一項、第六十四条第一項第四号及び第七十三条第三号）」とある。

第十三条 第二号。以下「特別措置法」という。第八条第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び特別措置法第八条第一項」と、同法第十七条第一項中「この法律、特別措置法」と、同法第十七条第一項中「この法律、特別措置法」とあるのは「この法律、特別措置法」と、同法第十七条第一項中「この法律」とあるのは「第十一條及び特別措置法第八条第一項」とする。

第十四条 承認会社が承認事業計画に従つて農林漁業法人等投資育成事業を営む場合における当該承認会社についての農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第七十二条の十三第一項の規定の適用については、「次に掲げる者及び当該農事組合法人に農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十号）第六条に規定する承認事業計画に従つて同法第二条第二項に規定する農林漁業法人等投資育成事業に係る投資を行つた同法第五条に規定する承認会社」とする。

第十五条 第二号。以下「農地法の特例」という。承認会社であつて、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものが、承認事業計画に従つて農林漁業法人等投資育成事業を営む場合における当該承認会社についての農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項第二号の規定の適用については、「次に掲げる者及び当該農事組合法人に農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十号）第六条に規定する承認事業計画に従つて同法第二条第二項に規定する農林漁業法人等投資育成事業に係る投資を行つた同法第五条に規定する承認会社」とする。

第十六条 第二号。以下「水産業協同組合法の特例」という。承認会社が承認事業計画に従つて農林漁業法人等投資育成事業を営む場合における当該承認会社についての水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第七十九条の規定の適用については、「同条中「漁民」とあるのは、「漁民及び組合に農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第六条に規定する承認事業計画に従つて同法第二条第二項に規定する農林漁業法人等投資育成事業を営む場合において政令で定める当該承認会社に該当する社員」とする。

第十七条 第二号。以下「投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例」という。投資事業有限責任組合の組合員は、当該承認組合が承認事業計画（第三条第四項に規定する事項が記載されたものに限る。）に従つて農林漁業法人等投資育成事業を営む場合においては、投資事業者と密接な関連性を有するとともに、当該外国法人である農林漁業法人等が営む事業又はその行う事業活動が当該国内事業者の事業の発展に寄与すると認められることについて、農林水産大臣の確認を受けた場合に限る。の事業を営むことを約することができる。

第二条 前項に規定する事業を営むことを約した承認組合の組合員に対する投資事業有限責任組合契約に関する法律第七条第四項の規定の適用については、同項中「第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する事業以外の行為」と、「同項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び同法第十二条第一項に規定する事業以外の行為」とする。

第三条 第五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科す。

第四条 第五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第五条 この法律は、公布の日から施行する。附則（平成一九年五月二十五日法律第五八号）抄

第六条 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）附則（平成一九年五月二十五日法律第五八号）抄

第七条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第八条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第九条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第十条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第十一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第十二条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第十三条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第十四条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第十五条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第十六条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第十七条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第十八条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第十九条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第二十条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第二十一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第二十二条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第二十三条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第二十四条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第二十五条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第二十六条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第二十七条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第二十八条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第二十九条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第三十条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第三十一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第三十二条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第三十三条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

第三十四条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）附則（平成二三年五月二十四日法律第五七号）抄

(農業法人投資育成事業に関する経過措置)

**第七条**

附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に第三条の規定による改正前の農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（以下この条において「旧投資円滑化法」という。）第三条第一項の規定により承認を受けた事業計画（旧投資円滑化法第四条第一項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの）又は同号に掲げる規定の施行の際に旧投資円滑化法第三条第一項若しくは第四条第一項の規定によりされている承認の申請は、それぞれ第三条の規定による改正後の農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第三条第一項の規定により承認を受けた事業計画又は同項若しくは同法第四条第一項の規定によりされている承認の申請とみなす。

(罰則に関する経過措置)

**第十条** 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

**第十一条** 附則第一条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第十二条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(平成二七年九月四日法律第六三号)

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条（都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。）、第五十条、第一百九条並びに第一百五十五条の規定 公布の日（以下「公布日」という。）

(罰則に関する経過措置)

**第二百四条** この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第二百十五条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則

(令和三年四月二八日法律第二六号)

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農業法人投資育成事業に関する経過措置)

**第二条** この法律の施行前にこの法律による改正前の農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（以下この条において「旧法」という。）第三条第一項の規定により承認を受けた事業計画（旧法第四条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）は、この法律による改正後の農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（次項において「新法」という。）第三条第一項の規定により承認を受けた事業計画とみなす。

2 この法律の施行前にされた旧法第三条第一項又は第四条第一項の規定による承認の申請であつて、この法律の施行の際、承認をするかどうかの処分がされていないものは、それぞれ新法第三条第一項又は第四条第一項の規定による承認の申請とみなす。